

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

高校生等奨学給付金（国公立）

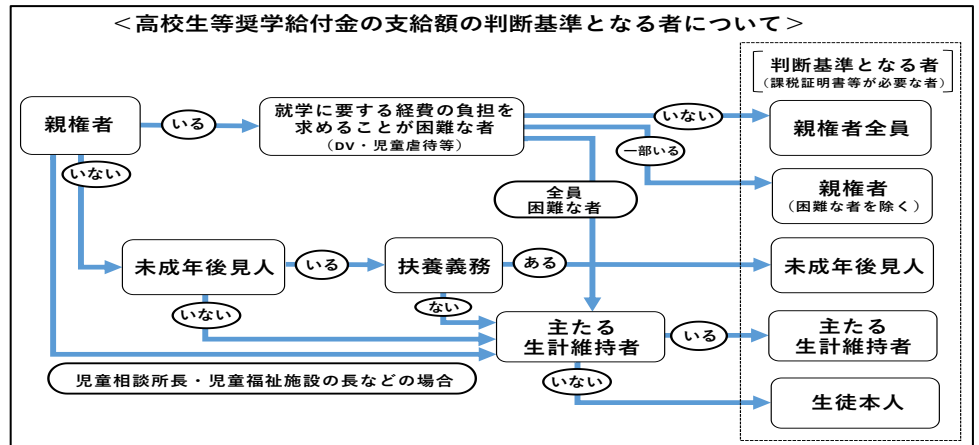
申請の手引き

令和6年度 家計急変世帯対象

◆1 申請者

保護者等（専攻科は「生計維持者」と読み替えます）

- ※1 保護者等とは、原則親権者である父母のことでです。
- ※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- ※3 高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。
- ※4 在学中に高校生等が成人を迎えた場合の保護者等についても、就学支援金と同様の基準とします。



◆2 認定基準日

家計急変した日が

- ① 令和6年7月1日までの場合 ➡ 令和6年7月1日
- ② 令和6年7月2日以降の場合 ➡ 学校受付日

◆3 申請時期

家計急変後、随時（令和7年3月3日まで）

- ※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。
- ※ 定年退職、その他自発的な自己都合による退職等は対象外です。
- ※ 令和6年1月1日以降に家計急変が発生した世帯が対象です。
- ※ 高校生等が申請日の翌月1日に高等学校等に在学している場合が対象です。
- ※ 家計急変後の「世帯年収見込みが基準を超えている」という理由で不支給になった方で、新たに家計急変となる理由が発生し、その後の世帯年収見込みが基準内になる場合は再度申請が可能です。

◆4 給付時期

審査が終了したものから順次振り込みます。

（兄弟姉妹が同時期に振り込まれるとは限りませんのでご注意ください。）

◆5 提出先・問い合わせ先

- ・ **県内** の高等学校等に在学している場合・・・在学する高等学校等
- ・ **県外** の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

電話 059-224-2827（受付 平日 8:30~17:00）

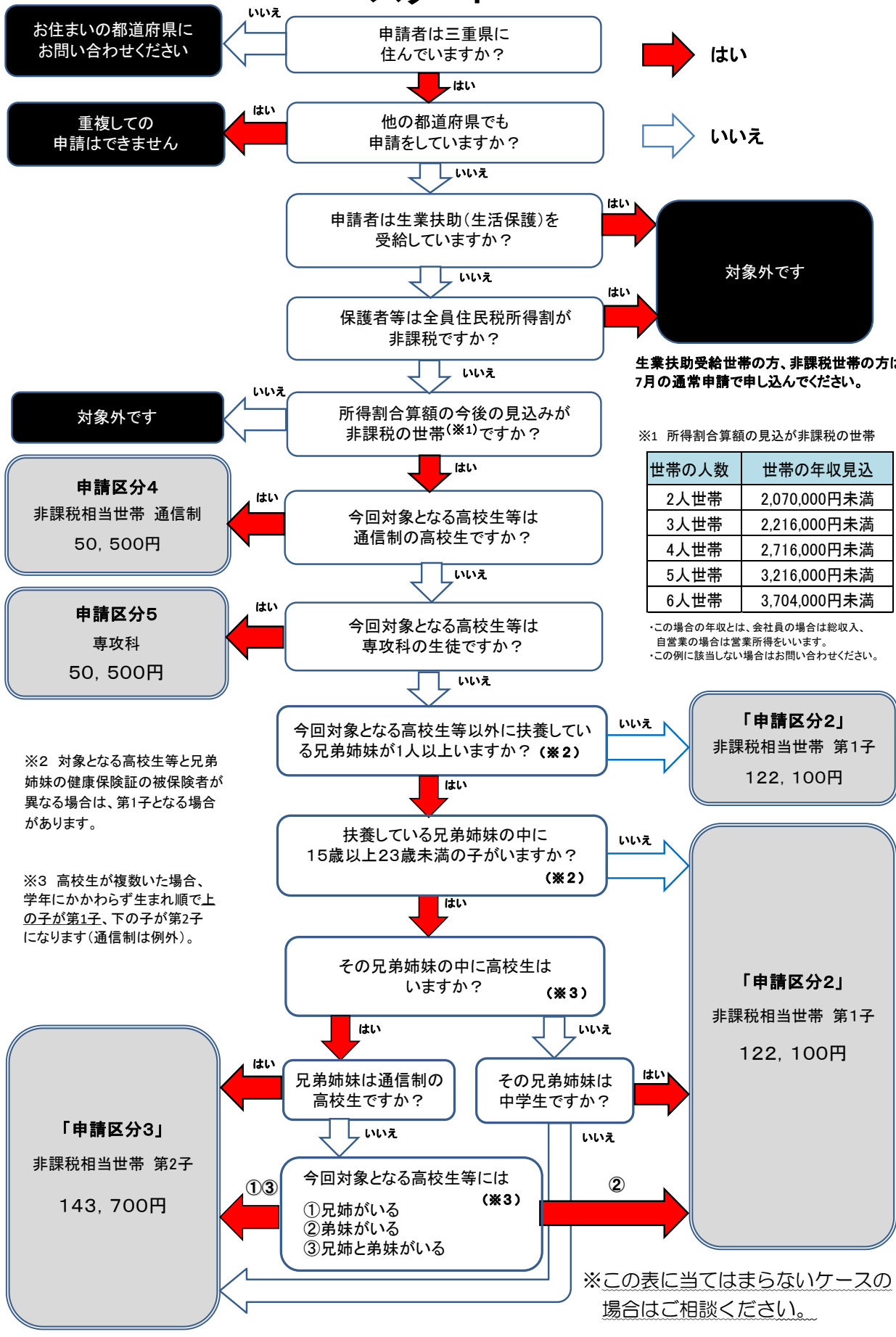
※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

◆ 6 申請区分の確認

令和6年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和6年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。

- ・ 世帯の状況により、提出する書類が異なります。
- ・ 申請区分2から5いずれの申請区分に該当するかを確認してください。

スタート



生業扶助受給世帯の方、非課税世帯の方は7月の通常申請で申し込んでください。

※1 所得割合算額の見込みが非課税の世帯

世帯の人数	世帯の年収見込
2人世帯	2,070,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満

・この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。
・この例に該当しない場合はお問い合わせください。

※2 対象となる高校生等と兄弟姉妹の健康保険証の被保険者が異なる場合は、第1子となる場合があります。

※3 高校生が複数いた場合、学年にかかわらず生まれ順で上の子が第1子、下の子が第2子になります(通信制は例外)。

※この表に当てはまらないケースの場合はご相談ください。

◆7 提出する書類

(A4の用紙サイズにあわせてください。)

三重県立高等学校・国立高等学校
三重県外の高等学校等

専攻科の高等学校等

申請区分 2	122,100円
申請区分 3	143,700円
申請区分 4	50,500円

- ① 申請書 (様式1-4)
- ② 給付金の振込について
(様式1-4別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 扶養誓約書 (様式1-4別紙3)
(扶養親族の状況について)を提出
- ④ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票 (下段の★マークを確認してください)
- ⑥ 家計急変の発生理由を証明する書類
- ⑦ 家計急変前の収入を証明する書類 (★課税証明書)
- ⑧ 家計急変後の収入を証明する書類
- ⑨ 在学証明書←県外生のみ必要)

申請区分 5	50,500円
--------	---------

- ① 申請書 (様式1-4)
- ② 給付金の振込について
(様式1-4別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 扶養誓約書 (様式1-4別紙3)
(扶養親族の状況について)を提出
- ④ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票 (下段の★マークを確認してください)
- ⑥ 家計急変の発生理由を証明する書類
- ⑦ 家計急変前の収入を証明する書類 (★課税証明書)
- ⑧ 家計急変後の収入を証明する書類
- ⑨ 在学証明書←県外生のみ必要)
- ⑩ 個人対象要件証明書(参考様式)
←支援金を受給していない場合のみ必要)

★⑤住民票、⑦課税証明書は申請書の【2.申請者(保護者等)】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人(両方)の提出が必要です。

- ◇ 上記③⑤⑥⑦⑧については次ページ **8 提出する書類の注意点** 『収入状況を確認する書類(①～③)』等を参照してください。
- ◇ 申請書類は番号順にし、左上をステーブルでとめてください。
- ◇ 提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・必要書類の不備等がないかをもう一度確認をしましょう!! (不備があると給付が遅れる原因になります。)

◆学校区分、世帯区分別給付額

令和6年7月1日までに家計が急変し7月31日までに申請、学校が受け付けた場合

全日制・定時制		通信制	専攻科
第1子	第2子以降		
122,100円	143,700円	50,500円	50,500円

※8月1日以降に申請、学校が受け付けた場合は、下記「◆申請月別給付額」による額を給付します。

◆申請月別給付額 (令和6年7月2日以降に家計が急変した場合)

令和6年7月2日以降に家計が急変し、申請があった場合は申請書の受付日より月数に応じて上記表「◆学校区分・世帯区分別給付額」から算定した額を給付します。

申請書 学校受付日	学校区分・世帯区分別給付額			
	全日制・定時制		通信制	専攻科
	第1子	第2子以降		
～8/1	81,400	95,800	33,666	33,666
8/2～9/1	71,225	83,825	29,458	29,458
9/2～10/1	61,050	71,850	25,250	25,250
10/2～11/1	50,875	59,875	21,041	21,041
11/2～12/1	40,700	47,900	16,833	16,833
12/2～1/1	30,525	35,925	12,625	12,625
1/2～2/1	20,350	23,950	8,416	8,416
2/2～3/3	10,175	11,975	4,208	4,208

学校の休校日に注意して提出してください

(裏面の **◆8 提出する書類の注意点** もご覧ください。)

◆8 提出する書類の注意点

申請する日と学校受付日が1か月以上離れている場合は、書類の再提出を求められることがあります。

書類	注意点
申請書（様式1-4）	<ul style="list-style-type: none"> 黒ボールペンで記入してください。 こすると消せるペン、消えるペンは使わないでください。 訂正する際は二重線を引いてください。 修正テープや修正液は使わないでください。 住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。
住民票 ★保護者等全員分 （申請書の【2.申請者（保護者等）】 及び【3.申請者以外の保護者等】 に記入した人（両方））	<ul style="list-style-type: none"> 交付日が令和6年7月1日以降で、申請日前後1か月以内のもの 世帯主、続柄が記載されたもの（本籍、筆頭者は不要） 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※市役所、町役場等で発行されたまま、取り外さずに全員分を提出してください。 取得した枚数すべての提出が必要です。 ※住民票については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。
収入状況を確認する書類 （①） （③）	<p>① 家計急変の発生理由を証明する書類</p> <p>※収入状況に変化がない保護者等の分は不要</p> <p>●家計急変状況申告書【指定の様式】（必須）</p> <p>●証明書類・・・下記のうち該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 解雇通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届出等、離職年月日と失業の事実が確認できる書類 破産宣告通知書等、<u>法的申し立ての事実</u>が確認できる書類 医師による診断書（発症日、病名、就労不可の期間が90日以上である旨が記載されているもの）等 戸籍抄本、離婚届受理証明書等、<u>離別年月日</u>が確認できる書類 <p>該当するものを1つ（写しも可）</p> <p>●上記の理由以外の場合は、家計急変の発生理由が確認できる書類（写しも可）</p> <p>※書類が無い場合はご相談ください。</p>
	<p>② 家計急変前の収入を証明する書類</p> <p>●令和6年度課税証明書・・・保護者等全員分（★）のもの</p> <p>※市役所、町役場等で取得し、全員分を提出してください。</p> <p>※税の未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可。</p> <p>※課税証明書については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。</p>
	<p>③ 家計急変後の収入を証明する書類</p> <p>※保護者等全員分（★）</p> <p>※提出された①②③の書類の内容に不足がある際は、別の書類を求める場合があります。</p> <p>A. 給与所得者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会社作成の給与見込又は申請する日の直近の給与明細書 ※下記a～cの内一つ <ul style="list-style-type: none"> a：会社作成の給与見込2か月分以上（任意のA4サイズ用紙） b：会社作成の給与見込1か月分+申請する日の直近の給与明細1か月分の写し c：申請する日の直近の給与明細3か月分の写し （例：4月に家計急変した場合は、5～7月分（4～6月分でも可）のもの） <p>B. 自営業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和6年1月～申請する日の直近の所得確定月までの会計帳簿の写し（必須） ※上記に加え下記aまたはbの内一つ <ul style="list-style-type: none"> a：税理士または公認会計士の作成した証明書類等 b：年間収支見込計算書 ※自営業の方（指定の様式） <p>C. 現在無収入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家計急変状況申告書（指定の様式）の【無収入申立書】に記入 ※上記以外に証明する書類がある場合は、ご相談ください。
申請者等の扶養親族の人数・年齢確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ●扶養誓約書（扶養親族の状況について） ※対象となる高校生等と扶養親族全員の健康保険証の状況を記入。
県外の高校生等のみ必要 在学証明書（様式5）	<ul style="list-style-type: none"> ●認定基準日現在の在学を確認できるもの ●様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可 ※在学で取得してください。 ※県内の高校生等や兄弟姉妹の分は不要です。

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限り、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し（原本を提出した学校名・名前を明記）の提出でかまいません。